

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

水産流通適正化法に基づく適法採捕証明書及び加工申告書の交付に関する 取扱要領（案）

1. 趣旨

本要領は、外国から特定第二種水産動植物等（別紙1）を輸入する際に添付が義務付けられている書類について、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）第11条の規定に基づき、特定第二種水産動植物等を輸入しようとする者が交付申請する際の我が国における適法採捕証明書等（2.（1）に定める適法採捕証明書及び同（2）に定める加工申告書をいう。以下同じ。）の交付に関する取扱いを示すことを目的とする。

2. 定義

本要領において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 適法採捕証明書 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号。以下「施行規則」という。）第25条第1項に規定する特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する旗国の政府機関により発行された証明書をいう。
- (2) 加工申告書 施行規則第25条第3項第1号に規定する特定第二種水産動植物等が第三国で加工されたことを証する当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行した証明書をいう。
- (3) 小型漁船 次のいずれかに該当する漁船をいう。
 - ① 曳網漁具が設置されておらず、かつ、全長12m未満の漁船
 - ② 全長8m未満の漁船
 - ③ 上部構造物（船楼その他上甲板上に設けられた構造物をいう。）が設置されていない漁船
 - ④ 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第4条第1項に規定する国際総トン数をいう。）が20トン未満の漁船
- (4) 国産の特定第二種水産動植物等 水産流通適正化法第2条第5項に規定する特定第二種水産動植物等のうち、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあってはその原材料となる特定第二種水産動植物。（5）において同じ。）が我が国を旗国とする漁船によって採捕されたものをいう。
- (5) 外国産の特定第二種水産動植物等 水産流通適正化法第2条第5項に規定する特定第二種水産動植物等のうち、当該特定第二種水産動植物等が我が国以外の国又は地域を旗国とする漁船によって採捕されたものをいう。
- (6) 積送品 一輸出者から一荷受人に同時に送られた特定第二種水産動植物等又は一輸出者から一荷受人への発送に用いられる単一の運送書類によって取り扱われる特定第二

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

種水産動植物等をいう。

3. 適法採捕証明書の交付申請手続き

- (1) 国産の特定第二種水産動植物等を外国において加工等を行った後に我が国に輸入しようとする者は、**別紙2**の適法採捕証明書様式に必要事項の記入を行い、(4)の各号に掲げる書類を添付した上で、**別紙3**の交付申請書により、5の交付申請方法に従って適法採捕証明書の交付申請を行うものとする。
- (2) 適法採捕証明書の交付申請は、輸出される特定第二種水産動植物等の単一積送品ごとに行うものとする。
- (3) (1)の規定は、小型漁船によって採捕された国産の特定第二種水産動植物等を外国において加工等を行った後に我が国に輸入しようとする場合に準用する。この場合において、(1)の「**別紙2**の適法採捕証明書様式」とあるのは「**別紙4**の小型漁船用の簡易適法採捕証明書様式」と読み替えるものとする。
- (4) 適法採捕証明書の交付申請に必要な添付書類は、次のものとする。
 - ① 漁業許可証、漁業免許証又は免許漁業原簿の写し
 - ② 交付を受けようとする適法採捕証明書に係る特定第二種水産動植物等の売買関係書類（売主・買主双方の名称、売買年月日、売買品目、売買数量及び漁獲水域が確認できる書類とし、漁業者から第三国に輸出する者までの間の全ての売買関係書類とする。）の写し
 - ③ その他水産庁の担当官が適法採捕証明書様式及び添付書類に記載された内容を確認するために必要とする場合にあつては、当該書類（交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等）
- (5) (4)にかかわらず、複数の漁船から採捕された特定第二種水産動植物が流通過程において混在し、当該水産物を漁獲した漁船の特定が困難になるなどの理由により同項①及び②に掲げる書類を添付することが客観的に不可能である場合は、当該書類に代えて当該書類の記載事項を証する産地市場の作成に係る証明書（**別紙7**）を添付することができる。
- (6) 代理申請を行う場合にあつては、代理申請委任状を提出するものとする。

4. 加工申告書の交付申請手続き

- (1) 外国産の特定第二種水産動植物等を原材料として日本国内で加工した特定第二種水産動植物等を輸出し、外国において加工等を行った後に再度我が国に輸入しようとする者は、それぞれについて、**別紙5**の加工申告書の様式に必要事項の記入を行い、(3)の各号に掲げる書類を添付した上で、**別紙6**の交付申請書により、5の交付申請方法に従って加工申告書の交付申請を行うものとする。
- (2) 加工申告書の交付申請は、輸出される外国産の特定第二種水産動植物等を原材料とし

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

て日本国内で加工した製品の単一積送品ごとに行うものとする。

なお、同一の原材料であっても複数の工場で加工する場合は、工場ごとに加工申告書を作成するものとする。

(3) 加工申告書の交付申請に必要な添付書類は、次のものとする。

- ① 旗国が交付した適法採捕証明書の写真又は当該書類の記載内容と同等の情報がわかるもの
- ② 当該適法採捕証明書に係る特定第二種水産動植物等を原材料として購入したことがわかるインボイス等の写真
- ③ その他水産庁の担当官が加工申告書に記載された内容を確認するために必要とする場合にあっては、当該書類(交付申請内容を補足するための理由書又は経緯説明書等)

(4) 代理申請を行う場合にあっては、代理申請委任状を提出するものとする。

5. 水産庁への適法採捕証明書等の交付申請方法

(1) 以下の連絡先を、適法採捕証明書等の交付申請の提出先及び適法採捕証明書等の交付申請に係る連絡窓口とする。

水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室
水産流通適正化制度担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111 (代表) (内線 6683)

03-6744-2511 (直通)

E-mail: tekiseika_class2@maff.go.jp

(2) 受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）。

(3) 適法採捕証明書等の交付申請は、(1) の連絡先に申請書類を持参し、又は郵送することにより行うことができるものとする。

(4) 水産庁が交付する適法採捕証明書等の郵送を希望する場合には、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を申請書類に同封するものとする。

6. 立入検査等の実施

水産庁は、水産流通適正化法の施行に必要な限度において、同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者若しくはこの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、これらの者の工場、店舗、事務所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、又は業務の状況若しくは特定第二種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件の検査等を行う場合がある。

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

附則

- (1) 本要領は、水産流通適正化法の施行日（令和4年12月1日）から適用する。
- (2) 本要領は、水産流通適正化制度の実施状況及び運用状況を踏まえて、適宜、見直しを行うものとする。

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙1：特定第二種水産動植物等)

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号）の輸入統計品目表第0302・99号の2の(1)、第0303・53号、第0303・54号、第0303・59号、第0303・89号、第0303・99の2の(1)、第0304・49号、第0304・59号、第0304・89号、第0304・99号、第0305・39号、第0305・54号、第0305・59号、第0305・69号、第0305・79号の2の(2)及び(3)、第0307・43号、第0307・49号、第1604・13号、第1604・15号並びに第1605・54号の品名欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号）第3条各号に掲げる水産動植物に係るものに限り、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭を主たる原材料とするものを除く。）。

(参考)

輸入統計品目番号	品目	対象魚種
0301 99 210	10魚（ニンシ、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ）（養殖用稚魚除く）（活）	サンマ、サバ、マイワシ
0302 43 100	イワシ（サルディノブス属）（生鮮・冷蔵）	マイワシ
0302 44 000	サバ（生鮮・冷蔵）	サバ
0302 49 100	サンマ・ムロアジ（デカプテルス属）（生鮮・冷蔵）	サンマ
0302 89 190	その他の10魚（ニンシ、サバ、ウルメイワシ）（生鮮・冷蔵）	サバ
0302 99 910	ニンシ、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉（内臓除く）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0303 53 100	イワシ（サルディノブス属）（冷凍）	マイワシ
0303 54 000	サバ（冷凍）	サバ
0303 59 120	サンマ（冷凍）	サンマ
0303 89 129	その他の10魚（サバ、ウルメイワシ）（冷凍）	サバ
0303 99 912	サバのくず肉（内臓除く）（冷凍）	サバ
0303 99 919	タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉（内臓除く）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 49 100	ニンシ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 59 100	ニンシ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（魚肉）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 89 100	ニンシ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 99 120	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（魚肉）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 39 210	ニンシ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（塩蔵・乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 54 100	ニンシ、イワシ、サバ、アジ、サンマ（乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 59 020	10魚（ニンシ、ブリ、サバ、ウルメイワシ）（乾燥）	サバ
0305 69 091	ニンシ、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（塩蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 222	ニンシ、タラ（コッド除く）、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉（乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 324	ニンシ、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉（塩蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0307 42 010	モンゴウイカ（活・生鮮・冷蔵）	イカ
0307 42 090	その他のイカ（活・生鮮・冷蔵）	イカ
0307 43 010	モンゴウイカ（冷凍）	イカ
0307 43 020	アカイカ（冷凍）	イカ
0307 43 030	スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ（冷凍）	イカ
0307 43 090	その他のイカ（冷凍）	イカ
0307 49 210	モンゴウイカ（塩蔵・乾燥）	イカ
0307 49 290	その他のイカ（塩蔵・乾燥）	イカ
0307 49 500	その他のイカ（くん製）	イカ
1604 13 010	イワシ調製品（気密）	マイワシ
1604 13 090	イワシ調製品（気密除く）	マイワシ
1604 15 000	サバ調製品	サバ
1605 54 100	イカ調製品（くん製）	イカ
1605 54 911	イカ調製品（気密）（くん製除く）（米含む）	イカ
1605 54 919	イカ調製品（気密）（くん製除く）（米含まず）	イカ
1605 54 991	イカ調製品（気密除く）（くん製除く）（米含む）	イカ
1605 54 999	イカ調製品（気密除く）（くん製除く）（米含まず）	イカ

※ 2022年4月1日版輸入統計品目表に基づく。

緑色セルの輸入統計品目番号の品目については、国産の特定第二種水産動植物等を外国において加工を行った後に我が国に輸入する場合は、適法採捕証明書に加えて、加工申告書についても添付すること。

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙 2 : 適法採捕証明書の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条に基づく特定第二種水産動植物等の適法採捕証明書

(a)認証当局					
文書番号：			認証当局の名称：		
担当官名：		認証当局の住所：		電話/FAX 番号：	
(b)漁船の情報					
漁船名：		船籍の母港/登録番号：		コールサイン (発行されている場合)：	IMO/Lloyd' s 番号 (発行されている場合)：
漁業免許番号/免許対象漁業種別：			インマルサット番号/FAX 番号/電話番号/メールアドレス (発行されている場合)：		
(c)製品情報					
製品の説明 (冷凍又は冷蔵の別)：				船上加工の種類 (該当する場合)：	
魚種：	製品の HS コード：	漁獲年月日：	推定生体重量 (kg)：	推定水揚げ重量 (kg)：	検証水揚げ重量(kg) (該当する場合)：
漁獲水域：適当な欄にチェック					
FAO コード：		<input type="checkbox"/> 47 (大西洋、南東) <input type="checkbox"/> 48 (大西洋、南極) <input type="checkbox"/> 51 (インド洋、西) <input type="checkbox"/> 57 (インド洋、東) <input type="checkbox"/> 58 (インド洋、南極) <input type="checkbox"/> 61 (太平洋、北西) <input type="checkbox"/> 67 (太平洋、北東) <input type="checkbox"/> 71 (太平洋、中西)		<input type="checkbox"/> 77 (太平洋、中東) <input type="checkbox"/> 81 (太平洋、南西) <input type="checkbox"/> 87 (太平洋、南東) <input type="checkbox"/> 88 (太平洋、南極)	
		適用される RFMO (該当時のみ)			
(d)資源管理					
適用される資源管理措置：					
○国内の資源管理措置：					
<input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限、 <input type="checkbox"/> 漁船トン数の制限、 <input type="checkbox"/> 漁具の制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲量制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限 <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定、 <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定					
○RFMO の資源管理措置：					
<input type="checkbox"/> 漁船登録、 <input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限、 <input type="checkbox"/> 漁具の制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲量制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限、 <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定、 <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定					
○その他の資源管理：()					
(e)漁船の船長					

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

船長の氏名／署名／押印：				
(f)洋上転載の申告（該当する場合）				
漁船の船長の氏名：	署名／年月日：	転載日／水域／場所：	推定重量(kg)：	
転載を受けた船舶の船長の氏名：	署名：	船舶名：	コールサイン： (発行されている場合)：	IMO/Lloyd's 番号 (発行されている場合)：
(g)港湾区域内転載の許可（該当する場合）				
担当者名：	当局名：	署名：	住所：	電話番号：
水揚げ港：	水揚げ年月日：	押印：		
(h)輸出者				
輸出者名／住所：	署名：	年月日：	押印：	
(i)旗国当局の認証				
担当官名／役職：	署名：	年月日：	押印：	
(j)輸送の詳細（別紙様式）				
(k)輸入者の申告				
輸入者名／住所：	署名：	年月日：	押印：	製品の輸入統計品目番号：
第三国を経由した輸入に係る書類：				
(l)輸入管理当局				

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙様式)

輸送の詳細

輸出国：				
港湾／空港／その他の出発点：				
• 船名及び船籍： • 航空便／航空貨物運送状番号： • 運送トラックの登録国及び車体登録番号： • 鉄道貨物運送状番号： • その他の運送書類：	コンテナ番号 (リストを添付)：	輸出者の氏名：	輸出者の住所：	輸出者の署名：

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙 3 : 適法採捕証明書の発給申請書の様式)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 あて

申請者 住所
氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者連絡先 (代理申請含む) 会社名・担当者名 連絡先 (電話番号・E-mail アドレス)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条に基づく
特定第二種水産動植物等の適法採捕証明書の発給申請書

下記の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条に基づく
特定第二種水産動植物等の適法採捕証明書の発給を申請します。

記

特定第二種水産動植物等の種類：

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙 4 : 小型漁船用の簡易適法採捕証明書の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条に基づく特定第二種水産動植物等の適法採捕証明書 (小型漁船向け簡易書式)

(a)認証当局				
文書番号 :		認証当局 (担当官名、認証当局名、住所、電話番号、FAX 番号) :		
(b)製品情報				
製品の説明 (冷凍又は冷蔵の別) :				
魚種 :		製品のHSコード :		検証水揚げ重量(kg) (該当する場合) :
(c)資源管理				
適用される資源管理措置 :				
○国内の資源管理措置 :				
<input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限、 <input type="checkbox"/> 漁船トン数の制限、 <input type="checkbox"/> 漁具の制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲量制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限 <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定、 <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定				
○RFMO の資源管理措置 :				
<input type="checkbox"/> 漁船登録、 <input type="checkbox"/> 漁船隻数の制限、 <input type="checkbox"/> 漁具の制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲量制限、 <input type="checkbox"/> 漁獲努力量制限、 <input type="checkbox"/> 禁漁期間の設定、 <input type="checkbox"/> 禁漁区の設定				
○その他の資源管理 : ()				
(d)漁獲物を提供した漁船のリストと漁船別の数量 (漁船名、登録番号等を添付)				
(e)輸出者				
輸出者名/住所 :		署名 :	年月日 :	押印 :
(f)旗国当局の認証				
担当官名/役職 :		署名 :	年月日 :	押印 :
(g)輸送の詳細 (別紙様式)				
(h)輸入者の申告				
輸入者名/住所 :		署名 :	年月日 :	押印 :
製品の輸入統計品目番号 :				
第三国を経由した輸入に係る書類 :				
(i)輸入管理当局				

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙様式)

輸送の詳細

輸出国：				
港湾／空港／その他の出発点：				
• 船名及び船籍:	コンテナ番号 (リストを添付)：	輸出者の氏名：	輸出者の住所：	輸出者の署名：
• 航空便／航空貨物運 送状番号:				
• 運送トラックの登録 国及び車体登録番号:				
• 鉄道貨物運送状番号:				
• その他の運送書類:				

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙 5 : 加工申告書の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条に基づく特定第二種水産動植物等の加工申告書

当該加工水産加工製品_____ (製品の説明及びHSコード) が以下の適法採捕証明書に従って輸入された漁獲物から加工されたものであることを確認します。

適法採捕証明書番号:	漁船名及び旗国:	認証日:	漁獲物の説明:	総水揚げ重量(kg):	加工に使用された水産物(原材料漁獲物)の数量(kg):	加工後の水産製品(kg):

加工工場の名称、住所:

輸出者の氏名、住所(加工工場と異なる場合):

加工工場の責任者:	署名:	年月日:	住所:

当局による承認:

担当官氏名:	署名:	年月日:	住所: 東京都千代田区霞が関 1-2-1

※現時点の内容であり、今後記載の変更の可能性がありますことを予めご承知おきください。

(別紙 6 : 加工申告書の発給申請書の様式)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 あて

申請者 住所
氏名

(法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者連絡先 (代理申請含む) 会社名・担当者名 連絡先 (電話番号・E-mail アドレス)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条に基づく
特定第二種水産動植物等の加工申告書の発給申請書

下記の特水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条に基づく
特定第二種水産動植物等の加工申告書の発給を申請します。

記

特定第二種水産動植物等の種類：

